

第 2 2 号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため提案する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の分限に関する条例(昭和29年蒲郡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項ただし書及び第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の給与に関する条例(昭和36年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第27条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

(蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例(昭和38年蒲郡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年蒲郡

市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年蒲郡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年蒲郡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(蒲郡市消防団条例の一部改正)

第8条 蒲郡市消防団条例(平成23年蒲郡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第12条第2項第3号中「第7条第1号、第2号又は第4号」を「第7条第1号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。